

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準

制定	平成19年	3月22日	水道事業管理者決裁
改正	平成21年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成22年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成22年	9月21日	上下水道事業管理者決裁
	平成25年	4月1日	上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42条）第12条の規定に基づき、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の処分（熊本市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号。以下「規程」という。）第8条の規定による指定の取消し及び規程第9条の規定による指定の効力の停止をいう。以下同じ。）に関する基準を定めるものとする。

(処分基準)

第2条 指定工事事業者の処分基準は、別表のとおりとする。

(補則)

第3条 この基準に定めるもののほか、指定工事事業者の処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	法第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		第1項第2号	施行規則 第20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		第1項第3号イ		3 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し
		第1項第3号ロ		4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ハ		5 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ニ		6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、	指定取消し又は 指定停止6月以下 指定停止6月以下 指定停止3月以下

				<p>従業員を死傷させたとき。</p> <p>④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。</p> <p>⑤研修機会の確保をしなかったとき。</p> <p>⑥文書指導に従わないとき。</p> <p>⑦文書警告に従わないとき。</p> <p>⑧その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けなくて工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)</p>	<p>指定停止6月以下</p> <p>文書指導</p> <p>文書警告</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止6月以下</p>
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11第1項第2号	法第25条の4第1項及び第2項	<p>施行規則第21条第1項及び第2項</p> <p>第3項</p>	<p>1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。</p> <p>2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。</p>	<p>指定取消し</p> <p>指定停止3月以下</p>
届出義務違反	法第25条の11第1項第3号	法第25条の7	<p>施行規則第34条</p> <p>施行規則第35条</p>	<p>1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>2 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p>	<p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p>

事業の運営基準違反	法第25条の11 第1項第4号	法第25条の8	施行規則 第36条 第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定停止1月以下
			第2号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下
			第3号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下
			第5号イ	4 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月以下
			第5号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下
			第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下

工事施行に関する義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	法第 25 条の 9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止 3 月以下
	第 1 項第 6 号	法第 25 条の 10		2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 3 月以下
	第 1 項第 7 号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 6 月以下
不正申請	法第 25 条の 11 第 1 項第 8 号			1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

備考

- 1 この表において「法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。
- 2 この表において「令」とは、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）をいう。
- 3 この表において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）をいう。